

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○ 廃棄物が地下にある土地の指定について	(循環型社会推進課)	一
○ 飼料の試験結果の公表	(畜産課)	一
○ 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(水産林政総務課)	三
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	五
○ 保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	五
○ 道路の供用開始	(道路課)	五
○ 土地改良区役員の就任の届出	(北部地方振興事務所)	六
○ 砂利採取業務主任者試験の実施	(産業立地推進課)	六
○ 開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	六
企業局		
○ 企業局表彰規程		七
○ 企業局処務規程の一部を改正する管理規程		七
選挙管理委員会		
○ 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		七
公安委員会		
○ 宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する規則の一部を改正する規則		八
雑 報		

## 告 示

○ 公立大学法人宮城大学令和元年度財務諸表の公告

九

○ 宮城県告示第七百四十三号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
牡鹿郡女川町針浜字唐松四十三番八の 一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に掲げる埋立 地

○ 宮城県告示第七百四十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、令和二年五月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和二年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査  
令和2年5月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試験項目	違反の有無及び違反の内容
協同フアイツシユミール工業株式会社 石巻事業所 石巻市	同左	65%フアイツシユミール	R02.4	重金属ーカドミウム, 鉛, 水銀	無
太協物産株式会社 長浜事業所 石巻市	同左	60%フアイツシユミール	R02.5	重金属ーカドミウム, 鉛, 水銀	無

栄養成分に関する検査  
令和2年5月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試験項目	違反の内容
みらい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ITTOCHUすこやかラクテイエ	R02.5	栄養成分等ー粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
日本農産工業株式会社 塩釜工場 塩釜市	同左	JF印銀鯉育成用配合飼料 ぎん太郎カラー10P	R02.5	栄養成分等ー粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
日本農産工業株式会社 塩釜工場 塩釜市	同左	ノーサン印子豚人工乳飼付 離乳専用飼料 ウイニーZ	R02.5	栄養成分等ー粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
協同フアイツシユミール工業株式会社 石巻事業所 石巻市	同左	65%フアイツシユミール	R02.4	栄養成分等ー粗たん白質, 粗灰分	
太協物産株式会社 長浜事業所 石巻市	同左	60%フアイツシユミール	R02.5	栄養成分等ー粗たん白質, 粗灰分	
太協物産株式会社 長浜事業所 石巻市	同左	太協ギンサケF P 14P	R02.5	栄養成分等ー粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第七百四十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県加入区第十八加	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基く漁業協会の設置に係る加	令和二年八月二十五日	本吉郡南三陸町戸倉字 小細谷六十二一十 阿部 徳治	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第百九十八条の四に規定する特定かき養殖業	二人
宮城県加入区第十七加	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基く漁業協会の設置に係る加	令和二年八月二十五日	本吉郡南三陸町戸倉字 藤百九十二 後藤 春二	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第百九十八条の四に規定する特定かき養殖業	三人
宮城県加入区第十八加	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基く漁業協会の設置に係る加	令和二年八月二十五日	本吉郡南三陸町戸倉字 本吉郡南三陸町戸倉字 後藤 昭一	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第百九十八条の四に規定する特定かき養殖業	四人

宮城県加入区第十九加	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基く漁業協会の設置に係る加	令和二年八月二十五日	本吉郡南三陸町戸倉字 津の宮二一十二 佐々木 幸一	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第百九十八条の四に規定する特定かき養殖業	六人
宮城県加入区第二十加	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基く漁業協会の設置に係る加	令和二年八月二十五日	本吉郡南三陸町戸倉字 本吉郡南三陸町戸倉字 佐々木 義春	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第百九十八条の四に規定する特定かき養殖業	二人
宮城県加入区第二十二加	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基く漁業協会の設置に係る加	令和二年八月二十五日	本吉郡南三陸町戸倉字 本吉郡南三陸町戸倉字 波伝谷百八十六一五 後藤 千寿男	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第百九十八条の四に規定する特定かき養殖業	四人
宮城県加入区第二十三加	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基く漁業協会の設置に係る加	令和二年八月二十五日	本吉郡南三陸町戸倉字 本吉郡南三陸町戸倉字 菅原 幹生	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第百九十八条の四に規定する特定かき養殖業	二人





令和二年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	大島浪板線	気仙沼市二ノ浜二五八番一地从先から 同市二ノ浜無番地先まで	令和二年 九月十五日

○宮城県告示第七百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、美里東部土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和二年九月十五日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年八月二十七日	星 洋 一	遠田郡美里町北浦字彫堂十三番地	監 事

公 告

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和二年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

令和二年十一月十三日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

宮城県自治会館二階 二〇三会議室

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、令和二年九月二十八日（月）から十月九日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、十月九日（金）の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所で配布する。そのほか、産業立地推進課ホームページからダウンロードすることができる。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

（電話〇二二二二二二二二七三二）

5 受験願書の添付書類

写真（手札形（縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県利府町森郷字新柱田三十一番、三十二番、三十三番、三十四番、三十五番一、三十六番二、三十七番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区岩切字洞ノ口十一番地  
株式会社大東ジェイホーム

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 耐刃防護衣及び防護板の購入 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年八月十九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社HAMANI 東京都中野区中央二丁目六番八号

五 契約金額 五千二百二十五万五千九百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年七月二十九日

### 企 業 局

企業局表彰規程を次のように定める。

令和二年九月十五日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

○宮城県企業局管理規程第十六号  
企業局表彰規程

(趣旨)

第一条 この規程は、別に定めるもののほか、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規程において「局長」とは、企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号）による局長をいう。

(表彰の主体)

第三条 表彰は、管理者が行う。ただし、第六条から第八条までの表彰は、局長が行うことができる。

(表彰の方法)

第四条 表彰は、表彰状、褒状若しくは賞状を授与し、又は感謝状を贈呈して行う。

2 前項の表彰には、金品を加授することができる。

(表彰状を授与して行う表彰)

第五条 表彰状を授与して行う表彰は、多年県民の福祉の増進に寄与した次の各号の一に該当するものに対して行う。

- 一 地方公営企業の運営に貢献し、その功績顕著なもの
- 二 その他特に表彰に値すると認められるもの

(褒状を授与して行う表彰)

第六条 褒状を授与して行う表彰は、表彰状を授与して表彰するものに次いで功績が顕著なものに対して行う。

(賞状を授与して行う表彰)

第七条 賞状を授与して行う表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- 一 宮城県企業局が発注した建設工事及び建設関連業務において、専門技術の向上及び発展に貢献し、他の模範となると認められるもの
- 二 その他特に表彰に値すると認められるもの

(感謝状を贈呈して行う表彰)

第八条 感謝状を贈呈して行う表彰は、地方公営企業の業務に積極的に協力し、又は援助し、感謝するに足ると認められるものに対して行う。

(登録等)

第九条 管理者は、第五条の規定により表彰を受けたものを表彰者名簿に登録し、永久に保存するものとする。

(委任)

第十条 この規程の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この管理規程は、令和二年九月十五日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十七号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年九月十五日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二局長の項第十三号に次のように加える。

リ 企業局表彰規程（令和二年宮城県企業局管理規程第十六号）第六条から第八条までの規定による表彰

附 則

この管理規程は、令和二年九月十五日から施行する。

### 選 挙 管 理 委 員 会

○宮選管告示第八十七号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和二年九月十五日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菅 川 章太郎

栗原市花山荒谷集会所、栗原市花山上原集会所、栗原市志波船南郷地区コミュニティセンターの頭を置く。

## 公安委員会

### ○宮城県公安委員会規則第7号

宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月15日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の規定に基づき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）、情報通信技術利用条例その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）、情報通信技術利用条例その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）</p>

に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等（公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしてある法令、条例等、訓令又は公安委員会告示に基づき申請、処分の通知、縦覧、作成その他の手続をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用法で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 電子証明書 申請等（情報通信技術利用法第2条第6号に規定する申請等及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるもの（公安委員会等の使用に係る電子計算機から検証することができるものに限る。）をいう。

ア～ウ (略)

(電子情報処理組織の使用)

第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者又は処分通知等（情報通信技術利用法第2条第7号に規定する処分通知等及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者は、公安委員会等が別に定めるところにより、その者の使用に係る電子計算機であって、次に掲げる機能を有するものを公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続することにより当該申請等を行い、又は処分通知等を受け取らな

に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等（公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしてある法令、条例等、訓令又は公安委員会告示に基づき申請、処分の通知、縦覧、作成その他の手続をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用法で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 電子証明書 申請等（情報通信技術利用法第3条第8号に規定する申請等及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるもの（公安委員会等の使用に係る電子計算機から検証することができるものに限る。）をいう。

ア～ウ (略)

(電子情報処理組織の使用)

第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者又は処分通知等（情報通信技術利用法第3条第9号に規定する処分通知等及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者は、公安委員会等が別に定めるところにより、その者の使用に係る電子計算機であって、次に掲げる機能を有するものを公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続することにより当該申請等を行い、又は処分通知等を受け取らな

ればならない。

(1)・(2) (略)

第4条～第7条 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第8条 公安委員会等は、電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等(情報通信技術利用法第2条第8号に規定する縦覧等及び情報通信技術利用条例第2条第8号に規定する縦覧等を含む。)を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第9条 公安委員会等は、電磁的記録の作成等(情報通信技術利用法第2条第9号に規定する作成等及び情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。)を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって複製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 情報通信技術利用法第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。)又は公安委員会等が定めるものとする。

2 情報通信技術利用法第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

ればならない。

(1)・(2) (略)

第4条～第7条 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第8条 公安委員会等は、電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等(情報通信技術活用法第3条第10号に規定する縦覧等及び情報通信技術利用条例第2条第8号に規定する縦覧等を含む。)を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第9条 公安委員会等は、電磁的記録の作成等(情報通信技術活用法第3条第11号に規定する作成等及び情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。)を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって複製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。)又は公安委員会等が定めるものとする。

2 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用法第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。  
(その他の手続等)

第11条 公安委員会等に係る手続等のうち、情報通信技術利用法第3条から第6条までの規定又は情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

3 情報通信技術活用法第9条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。  
(その他の手続等)

第11条 公安委員会等に係る手続等のうち、情報通信技術活用法第6条から第9条までの規定又は情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○公立大学法人宮城大学理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和二年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第三項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学令和元年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

令和二年九月十五日

公立大学法人宮城大学

理事長 川 上 伸 昭